

令和5年12月1日  
教育指導課

## 令和4年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について

### 1 主旨

東京都教育委員会で都内の全公立学校を対象に実施した、「令和4年度東京都体罰等実態把握調査結果」が令和5年11月24日に公表された。については、都内公立学校における体罰の状況及び世田谷区の状況について報告する。

### 2 調査結果の概要

「令和4年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」東京都ホームページ記事より抜粋（別添参照）

### 3 世田谷区の状況

不適切な指導が行われた学校 1校

# 令和4年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について

## 1 目的

都内公立学校における体罰の実態を把握し、事案に対して適切  
な対応を講ずることで、各学校で体罰の根絶に向けた取組を推進  
し、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる  
ようにする。

## 2 方法等

- (1) 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 方法 ①児童・生徒、教員等からの日常的な情報提供  
②質問紙の配布及び聞き取りによる実態把握（令和4年12月）
- (3) 規模 都内全公立学校 2, 146校

## 3 体罰等の状況

行為者数（延べ人数）

	H24年度	R2年度	R3年度	R4年度
体罰 ( )内は部活動の場面で 行った人数	182人 (87人)	7人 (1人)	7人 (1人)	7人 (0人)
不適切な指導 行き過ぎた指導	503人	61人	61人	78人
暴言等	39人	78人	70人	116人

【体罰等の内容】

- 体罰を受けた児童・生徒は、9人
- 体罰が行われた場面は、授業等の教育活動中が7件であり、**調査開始後、部活動での場面で行われた体罰が初めて0件に**
- 体罰に至る原因は、指示に従わない3件、問題行動を止めるため2件、態度が悪い1件、その他1件
- 体罰に対する認識は、言葉で繰り返し言っても伝わらなかった4件、感情的になった2件、体罰とっていなかった1件
- 体罰により、傷害を負わせた事案は1件

(1) 令和4年度行為者数 校種別内訳

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
体罰	3人	4人	0人	0人
不適切な指導 行き過ぎた指導	37人	31人	6人	4人
暴言等	48人	44人	22人	2人

(2) 令和4年度行為者数 年代別内訳

	20代	30代	40代	50代	60代・70代
体罰	0人	1人	2人	1人	3人
不適切な指導 行き過ぎた指導	6人	18人	14人	16人	24人
暴言等	11人	23人	24人	29人	29人

※裏面の体罰分類基準参照

## 4 体罰等の根絶に向けた取組

- 令和5年6月に、全公立学校において、体罰根絶宣言ポスターを校内掲示やホームページ上で公表すること等をとおして、体罰根絶の宣言を実施
- 年2回のサービス事故防止月間において、全公立学校教職員に対して、体罰防止等に係るセルフチェックを実施
- サービス事故防止研修の中で、暴言等にあたる具体的な文言例や児童・生徒の主な問題行動の背景・要因を踏まえた適切な対応例を示し、教職員への啓発を実施【新規】

## 5 児童・生徒の安全・安心な学校生活に向けた取組

- 児童・生徒に対して、嫌なことや困ったことがあったら、すぐに声をあげるよう、年2回校長講話等を実施
- 体罰等を受けた児童・生徒に対する養護教諭及びスクールカウンセラー等によるケアの実施
- いつでも、児童・生徒が、不安や悩みを相談できる窓口を紹介した相談シートを、年2回、児童・生徒に配布
- 令和5年度からは、体罰や性暴力を含めた児童・生徒からの相談を把握する相談シートを活用した総合的な実態把握へと移行

## 体罰分類基準

分 類		基 準
①体罰		懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
②不適切な行為	ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内		注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】短時間正座させて説諭する、腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる(社会通念上妥当な範囲に限る。)

■ 出典 体罰根絶に向けた総合的な対策（平成25年9月12日 東京都教育委員会）

※ 参照 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例(文部科学省)